

整骨院・接骨院のかかり方

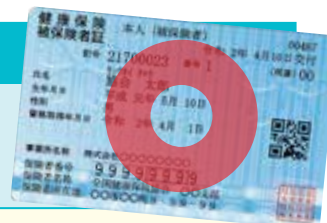
整骨院・接骨院での柔道整復師による施術には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。



健康保険の対象となる場合

急性などの外傷性の骨折・脱臼・打撲・捻挫

※骨折、脱臼は応急処置を除き、医師の同意を得ることが必要です。



施術を受ける際の④つのポイント

① 負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと話しましょう。

負傷の原因が明らかではない場合は健康保険の対象とはならない場合があります。

② 療養費支給申請書の記載内容をよく確認しましょう

柔道整復師による施術を受けた際の費用について、健康保険への請求を柔道整復師へ委任する場合は、療養費支給申請書の委任欄への署名が必要です。

署名する際には、申請書に記載された**負傷原因**、**負傷名**、**日数**、**金額**をよく確認しましょう。

③ 領収書もらいましょう

領収書は必ず受取り、金額を確認したうえで大切に保管してください。

④ 施術が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間の施術を受けても症状が改善されない場合は、内科的な要因も考えられます。



健康保険の対象とならない場合

- ・単なる肩こり、肉体疲労
- ・神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性の病気
- ・工作中・通勤途中でのケガ(裏面をご確認下さい)
- ・病院や診療所などで同じ負傷等の治療を受けているとき



協会けんぽでは、施術を受けた加入者の皆様に、整骨院・接骨院から提出された療養費支給申請書に記載の負傷原因や施術内容について、文書または電話で確認させていただく場合があります。

健康保険事業の適正な運営のため、ご協力をお願いします。



? こんなときどうする? ケガをしたときの健康保険

ケース① 仕事中や通勤途中にケガをした

▶▶▶ 健康保険は使えません

労災保険の給付対象となるため、健康保険を使用することはできません。誤って健康保険を使用すると、後日医療費を返還していただくこととなります。

負傷されたご本人や事業所の意向で、労災保険か健康保険かを選択することはできません。

仕事中や
通勤途中

▶ 労災保険

私用中

▶ 健康保険

仕事中や通勤途中のケガについては管轄の労働基準監督署へご相談ください。

ケース② 私用中の交通事故など第三者の行為によってケガをした

▶▶▶ 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

第三者の行為によってケガをした場合でも、「第三者行為による傷病届」を提出することによって健康保険で診療を受けることができます。

その場合、本来相手方が支払うべき治療費等を協会けんぽが一時的に立て替え、その費用を相手方または損害保険会社等に請求します。第三者行為によるケガで健康保険を使用する場合は、すみやかに協会けんぽへご提出ください。



相手方がいる交通事故
(過失割合にかかわらず)



他人からの暴力



他人が飼っている
ペットにかまれた

「第三者行為による傷病届」は
協会けんぽのホームページからダウンロードできます



全国健康保険協会ホーム>こんな時に健保>事故にあったとき(第三者行為)>事故にあったとき(第三者行為による傷病届等について)

2023年1月から協会けんぽの申請書・届出書が新様式になります。
新様式の配布・ホームページへの掲載は2022年11月以降を予定しています。